

第1章 評価の対象及び内容等

I 評価の対象

国・公・私立大学のうち、評価の申請のあった大学（以下「対象大学」という。）を対象として、評価を実施します。

II 評価の内容

大学機関別選択評価（以下「選択評価」という。）は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が独自に行う第三者評価として、各対象大学の選択評価事項に関する活動を対象にして、機構が定める「選択評価事項」に基づいて実施します。

選択評価事項には、選択評価事項A「研究活動の状況」、選択評価事項B「地域貢献活動の状況」及び選択評価事項C「教育の国際化の状況」の3つを設けています。それぞれの事項では、水準判定を加味しつつ、各大学が有する目的の達成状況を中心に評価を実施します。なお、各大学は、それぞれの事項について、評価を受けるか否かを選択することが可能です。

III 実施時期

[評価実施の前年度]

5月～6月 選択評価等に関する説明会、自己評価担当者等に対する研修会の実施
9月末 評価の申請受付締切

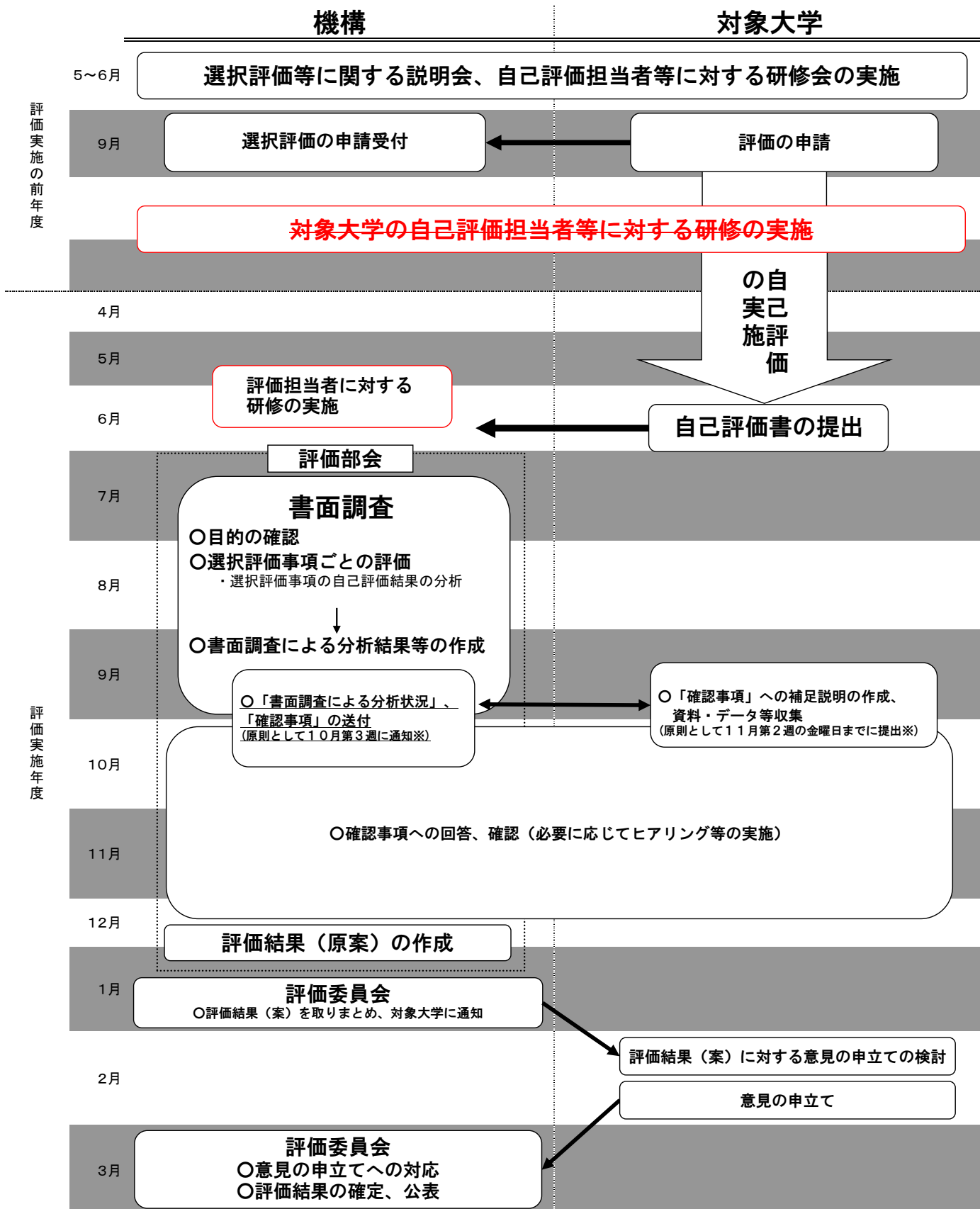
[評価実施年度]

6月 評価担当者に対する研修の実施
6月末 対象大学からの自己評価書の提出締切
7月～ 研究活動実績票に係る調査及び書面調査等の実施
1月末 評価結果を確定する前に評価結果（案）を対象大学に通知
2月下旬 対象大学からの意見の申立ての受付締切
3月下旬 評価結果の確定及び公表

（注）評価全体のスケジュールは、別紙1「選択評価のスケジュール」（15頁）に示しております。

選択評価のスケジュール

※原則として、下記スケジュールで行いますが、評価作業の進捗状況により変更が生じる可能性があります。



※「書面調査の分析状況」及び「確認事項」の送付について、機構による大学機関別認証評価を同年度に受けている場合は、訪問調査の4週間から3週間前に通知し、訪問調査1週間前までに資料・データ等を提出いただきますこととなります。